3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県福山市草戸町字上山地二四の二、二四の三、二五、字下山地二六から二九まで、三一から三三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県三次市作木町大山字天皇山四四九の一、四五二の二、四五七の一、四五八、四六一、四六二、四六三の一、四六四の一、四六四の二、四六五、四六七、四六八の一、四六八の二、四六九、四七〇、四七二の一から四七二の四まで、四七三の一、四七三の三、四七四の一、四七五の一、四七七の一、四八五、四八六の一、五〇八の三、五〇九の一、五〇九の二、五一一の一、五一二の一、五一三の一、五一七から五二一まで、五二三、五二四の一、五二五、五二七、五二八の一、五三〇の一、五三〇の二、五三二、五三四の二、五三八の一、五三八の二、五四〇の一、五四三、五四六、五四七の一、五四八、作木町香淀字唐香九一八の一、九一九の五、九二六の一、九二七、九二九の一、九三二の七、九三三、九三四の一、九三五、九四六、九四七の一、九四八の一、九四九の一、九五二の一、九五三の二、九五七の一、九六〇の一、九六一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市総領町稲草字香仲奥一六五の一、一六五の二、一七〇の一、一七〇の四、一七二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県三次市吉舎町辻字木信山一三〇七、一三〇九、字聖霊平一八一四から一八一七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字木信山一三〇七・字聖霊平一八一四から一八一七まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市樫山町字二又六の一・七の一・八の三・九の二・一二の二・一四の三・三〇の四（以上七筆国有林）、一三の二、字雨ケ城一の三・字細田一〇の四・一九の二・二〇の七・字神馬口一の二・三の二・一二の二・三三の二（以上八筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市小倉字東山九二三・九二四の一・九二六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市立花町上辺春字高野五二二五の七（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町田篭字日南片一八六五の七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○農林水産省告示第八百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市上陽町上横山字下八重谷一二二〇の二、一二二八の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため